

クラウドファンディングによるベンチャー企業支援に関する連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社ボーダレス・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおりクラウドファンディングによるベンチャー企業支援に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互の密接な協力と連携を推進し、クラウドファンディングを活用した資金調達のサポートを行うことにより、神奈川県内において新たな取組に挑戦するベンチャー企業を支援することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力するものとする。

- (1) ベンチャー企業のクラウドファンディング利用における助言・サポートに関すること
- (2) クラウドファンディングの普及・啓発に関すること
- (3) ベンチャー企業に対する別紙（特約事項）の支援措置に関すること
- (4) その他、甲及び乙の協議により必要と認められる取組に関すること

2 前項各号に定める事項の推進に当たり、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項の推進に当たり、甲及び乙は関係各所との連携が図られるよう努めるものとする。

（内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更の採否を決定するものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。期間満了の1か月前に、双方より更新しない旨の意思表示がない限り、本契約は同様の条件にて1年間の期間にて更新されるものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき授受した情報について、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、機密を保持する。

2 甲及び乙は、本協定に基づき授受した情報を、本協定第2条に規定する連携・協力事項以外の目的のために使用してはならない。

3 甲及び乙は、本協定に基づき授受した情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、法令又は条例等に基づき開示を請求された場合、もしくは事前に相手方の承諾を得た場合は、その限りではない。

(疑義等の処理)

第6条 本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年9月22日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 福岡県福岡市中央区天神3丁目1番1号
ソーシャルベンチャーPARK 福岡
株式会社ボーダレス・ジャパン
代表取締役 田口 一成

別紙（特約事項）

項目	内容
伴走支援プラン「いっしょプラン」および「いっしょプランプラス」の手数料優遇について	県が運営する「かながわベンチャー限定クラウドファンディング『かなエール』」を通じて、購入型クラウドファンディングのプラットフォーム「for Good!」へ利用申込を行い、伴走支援プラン「いっしょプラン」を利用する企業に対し、手数料を支援金額の5%とすること（手数料が5万円を下回る場合については優遇の対象外とし、最低手数料5万円（税別）がかかるものとする）。 また、「いっしょプランプラス」を利用する企業に対し、手数料を支援金額の10%とすること（手数料が10万円を下回る場合については優遇の対象外とし、最低手数料10万円（税別）がかかるものとする）
クラウドファンディング企画に関する無料相談について	県が運営する「かながわベンチャー限定クラウドファンディング『かなエール』」を通じて、購入型クラウドファンディングのプラットフォーム「for Good!」へ利用申込を行う企業に対し、希望する方については、30分のオンライン無料相談に応じること